

建築物エネルギー消費性能適合判定業務料金表(消費税込)

(令和2年4月1日改定)

モデル建築物法

延べ面積(m ²)	判定申請	計画変更	軽微な変更
2,000未満	180,000	100,000	80,000
2,000～3,000未満	220,000	130,000	100,000
3,000～4,000未満	250,000	150,000	120,000
4,000～5,000未満	280,000	180,000	140,000
5,000～10,000未満	320,000	230,000	180,000
10,000～20,000未満	420,000	280,000	200,000
20,000～50,000未満	450,000	320,000	220,000
50,000～	※ 別途見積もりによるものとする		

標準入力法(主要室入力法を含む)

延べ面積(m ²)	判定申請	計画変更	軽微な変更
2,000未満	300,000	180,000	150,000
2,000～3,000未満	380,000	230,000	200,000
3,000～4,000未満	450,000	270,000	230,000
4,000～5,000未満	500,000	300,000	250,000
5,000～10,000未満	580,000	350,000	300,000
10,000～20,000未満	800,000	480,000	400,000
20,000～50,000未満	1,000,000	600,000	500,000
50,000～	※ 別途見積もりによるものとする		

延べ面積の算定については、建築基準法の規定により算定する延べ面積とする。

一つの確認申請に適合性判定対象建築物が複数棟ある場合、各棟ごとの料金の合計額を徴収いたします。

複合建築物(住宅部分と非住宅部分を有する建築物)の場合、非住宅部分により料金を算定する。
なお、住宅部分が所管行政庁への図書送付等の事務手数料として15,000円(消費税込)を各棟ごとに徴収いたします。